

ZENKOKU 青税連

1991・4・1

〔特別寄稿〕

青年税理士に期待する

日本大学法学部教授

北野 弘久先生

全青税 秋季シンポジウム特集

No.89

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(3354)4162

発行人 会 長 小 池 幸 造 編 集 人 広 報 部 長 勝 又 和 彦

No.89 CONTENTS 1991.4



挨拶する小池会長

シンポジウム会場↓

○会長あいさつ 全国青年税理士連盟
会長 小池 幸造…………… 3

○特別寄稿・青年税理士に期待する
日本大学法学部教授
法学博士 北野 弘久… 4～6



○熊本青年税理士連盟設立総会に参加して
前田 充紀(名古屋)……………12

○秋季シンポジウム特集…………… 7

▷ 秋季シンポジウム参加記
田中 保夫(埼玉)…………… 7

▷ “大いに語ろう！青税仲間と”
の座長をつとめて
井澤 和好(刈谷西尾)… 8

▷ 秋季シンポジウムに参加して
富田久仁子(名古屋)…………… 9

▷ 秋季シンポジウムに参加して
大野 公行(名古屋)…………… 9

▷ 小グループ討論会に参加して
神戸 秀夫(名古屋)……………10

▷ 秋季シンポジウム報告
福島 秀一(東京)……………11



小グループ討論会——“大いに語ろう！
青税仲間と”

何のための地価税か

会長 小池 幸 造



土地問題についてわが全国青税でも昨年より検討しており、秋季シンポジウムでもこの問題をとりあげている。

土地問題については、ひとり税制だけでは解決しないのはいまでもない。都市計画等を前提として多方面から土地問題は検討されねばならない。

しかし、1991年度の税制改正として提案されている「地価税」についてはどうであろうか。

果して、土地問題についての税制の役割を国民の立場にたつて真剣に検討した結果のものなのであろうか。改正案の「地価税」の内容詳細は省略するが、地価税は土地問題に対する国民の期待を到底満足するものとはいえず、土地対策としては無意味のものである。

納税者の質的担税力の考慮もなく一律に課税し、単なる財源確保の税制としかいいようがない。

さらには将来において、消費税と同様に新たな大衆課税となるべき要素を内在している。

以下、いくつかの具体的問題点を指摘しておくたい。

まず課税対象であるが、非課税や基礎控除を設けているとはいえ、その利用形態等（質的担税力）を無視して、土地等のすべてとなっており、税率は0.3%と低率としている点である。これはまさに消費税と同様の素地をもつものであり、将来は大衆課税につながる恐れがある。

次に評価の点である。時価を対象とするが、時価とは相続税評価額とされている（この相続税評価額は公示価格に近づけるべく評価アップをねらっている）。

この相続税評価額の算定にあつては、まったく国税庁の手のうちにある。評価額算定にあたり、公開された「評価委員会」なるものは存在しない。また、評価額自体に問題がある場合、その不服申立制度がなく権利救済機関が存在しない。

相続税評価額が国民生活にも多きな影響を及ぼしてきている現在、このようないわばヤミの状態

のままの制度に放置しておくことはさらに大きな問題となる。

また、事業用土地等（法人にあつてはその所有する土地等のすべて）に対する地価税については損金算入を認めるとする。

そもそも土地対策というならば損金算入できること自体がおかしい。土地対策としてその保有についてのコストアップとして地価税は登場してきたはずである。地価税は損金不算入もしくは利益処分とすべきが土地対策に合致する。

また、基礎控除を別とすれば、地価税は固定資産税と基本的に一致している。政府税調では土地保有税を地方税とすることを否定し、国税にすることに執着していた。土地対策として、低未利用地課税をすすめるには地方税が適している。何故なら、その利用実態は国より地方自治体のほうがはるかに把握し易いからである。低未利用地課税を否定して一律課税とし、あくまでも国税とすることに隠された意図があるように思えてならない。

等々、様々な基本的問題が地価税には存在する。このような税をもって、土地対策のためと果していえるのであろうか。

最後に、あたかも地価が需要と供給のバランスで決定されるかの考えは、わが国の土地問題の実状からみてまさに古典的な考えであり、まったくの幻想にすぎないということを指摘しておくたい。



特別寄稿

青年税理士に期待する

日大教授・法学博士 北野弘久

日本は、租税国家体制を前提にしております。租税国家というのは、国および地方公共団体の財政収入のほとんどを租税収入に依存する体制です。経済的には資本主義体制をとることになります。実は、日本国憲法も、この租税国家体制を前提にしているわけです。租税国家では、どのような租税を徴収し、そしてその徴収した租税をどのように使うかによって、私たちの生活や私たちの平和がきまるといっても言い過ぎではありません。租税国家では広い意味での税金問題のあり方が憲法政治の中身をきめるということになります。最近の東欧諸国等の動きにかんがみても、日本は今後ともこの租税国家体制を維持していくものとみてよいでしょう。それだけに、タックス・プロフェッショナルである税理士の使命と責任はますます重かつ大となるといってよいでしょう。

日本国憲法30条は、「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と規定しています。国民主権を基調とする日本国憲法の租税国家体制において、この規定の憲法規範の意味をどのようにとらえるべきであるかが重要な課題です。さきにも指摘しましたように、日本国憲法のもとでは租税の取り方と使い方が憲法政治の中身をきめます。実は、日本国憲法自身がその租税の取り方と使い方についての憲法規範原則を規定しているのです。国民はそのような憲法規範原則を前提にして納税の義務を負っているのです。国民は決して無原則的に一方的に納税の義務を負っているわけではありません。国民は憲法規範原則にしたがって自己が納付した租税が使用されることを前提にしてその限度で、かつ憲法規範原則にしたがって租税を納付することとなります。福祉憲法である日本国憲法は私たちが納付した租税が「福祉」のみに使われることを規定しています。一方、日本国憲法は応能負担原則（憲法14条、15条、29条等）にしたがって納税の義務を負うことを規定しています。この応能負担原則は課税物件（所得、



財産）の、量的担税力のみならず、質的担税力をも考慮することを意図しているものです。この質的担税力について若干のコメントを加えておきましょう。同額の所得といっても勤労所得は担税力が低く資産所得は担税力が高い。同面積の土地といっても生存権的財産は担税力が低く非生存権的財産は担税力が高い。さらに、一般的にいて最低生活費非課税の原則、一定の生存権的財産の非課税・軽課税の原則などもここから抽出されます。こうした質的担税力にも配慮した応能負担原則にしたがって納税の義務を負うこととなります。私は、このように、日本国憲法自身は、自己の納付した租税が「福祉」のみに使用されること、かつそのことを前提として上記応能負担原則にしたがってのみ租税を納付する義務を負うこと、の法的権利を納税者（タックス・ペーヤー）に保障していると解しています。この納税者の権利を「納税者基本権」とよんでいます。前出の日本国憲法30条の規定は上記のような意味での「納税者基本権」を前提としての「納税の義務」を規定したものとイワなければなりません。

このような租税国家における憲法理論をふまえて、最近の日本の租税に関する政治問題のいくつかを例証的に考えてみましょう。

周知のように、「天皇の即位の礼」、「大嘗祭」などに巨額の公金が使われました。天皇家が内廷費・皇族費でこれらの行事の費用をまかなうこと

については問題がありません。内廷費・皇族費はいわば彼らへの給与だからです。また、天皇が日本国および日本国民統合の象徴であるというならば、国民が自発的に慶祝の意で提供する寄付金などでこれらの費用をまかなうのも、象徴天皇制にふさわしいといえます。これに反して人々の血税である公金でまかなうことは憲法1条、20条、89条から問題となります。

「中東紛争」のために昨年40億ドルの支出が行われた。さらに最近では90億ドルの追加支出が問題になっています。加えて自衛隊機等の派遣も予定されています。これらの軍事費の支出は日本国憲法が予定していません。納税者からいえば、日本国自身が戦争当事者として「中東戦争」に参加しているのと同じです。これらの支出が憲法9条に違反することは明白です。

納税者の問題といえば、消費税問題があります。消費税は、学問上の一般消費税ですので、本当の納税者である担税者（消費者）を各人の意思とは無関係に形式的にも租税法関係から排除してしまいます。私は、このことを本当の納税者を各人の意思とは無関係に「植物人間」の地位に追いやると説明しています。これでは本当の納税者は、租税国家をコントロールすることが不可能です。また、消費税自身が最大の不公平税制です。このようなおそるべき消費税が定着し、やがては拡大するにいたったときは、理論的には日本の憲法政治はいままでとはちがった意味で本質論的に危機をむかえるといつてよいでしょう。

直接税である所得課税と財産課税とを憲法の意図する、前出の応能負担原則にしたがって体系的に整備し、間接税はあくまで課税対象が特定・限定されている個別消費税の枠のなかで直接税の補完税として整備する。このように税制の体系的整備を行うことによって、21世紀の日本の租税国家を具体的に展望することが可能なのです。消費税については国民への公約に従って廃止されねばなりません。

地価高騰は、人々の生活をおびやかしています。土地利用計画等の早急な整備が困難な日本の現状では、金融規制のほかには税制しか有効な政策手段がありません。憲法の土地公有権および応能負担原則にしたがって税制を体系的に整備することによって、地価高騰を大幅に抑制することが可能

です。地価高騰の主因は土地の需給にあるのではありません。大企業に対する不公平税制等が大企業に金余り現象をもたらし土地ころがし、土地投機に拍車をかけてきました。このような不公平税制等こそが主因です。土地政策の観点からも租税優遇措置の全廃、法人税率の累進税化等の措置が急務といえます。土地問題も私たち納税者自身の問題として対処しなければなりません。

注意されるべきことは、租税国家である日本の実務においては、租税の違憲・違法の使途についてまた不公平税制について納税者（タックス・ペーヤー）として法的に訴追することができないという点です。民主主義の憲法のもとにおいてこれは正常ではありません。

明治憲法下では、租税概念が法的に徴収面と使途面とに峻別して理解されました。そこでは納税者は税金を納税する段階でのみ納税者として観念され、自己が納付した税金の使い方については納税者として、つまり納税者の権利義務の問題として扱われませんでした。また、他人の租税のあり方（不公平税制）の問題も納税者の権利義務の問題と無関係とされてきました。この明治憲法の、



「遺物」の法理論が日本国憲法下でも40数年にわたって実務を支配しつづけているわけです。

この明治憲法の「遺物」の法理論は克服されねばなりません。さきに指摘した「納税者基本権」の理論をもってすれば、克服することができます。

なぜなら、租税の違憲・違法の支出や不公平税制の存在自体が納税者の「納税者基本権」を主観的に侵害することを意味するからです。したがって、さきに例証的に紹介した最近の租税をめぐる政治状況の諸問題は、法的にも納税者の権利義務の問題となりえます。

税理士は、以上において明らかにされた日本国憲法のもとでの「納税者基本権」の具体化・現実化のためのプロフェッショナルでなければなりません。言葉をかえていえば、租税の使い途や不公平税制をも視野に入れた、タックス・ペーヤーのためのタックスのプロフェッショナルでなければなりません。日本の租税国家をになう納税者（タックス・ペーヤー）の代理人として、納税者の法的権利を擁護するタックス・ローヤー（租税の弁護士）でなければなりません。もちろん、税理士は単なるローヤーではなく会計学、経営学等に精通したタックス・ローヤーでなければなりません。

今後ますます会計業務はコンピューター等が代替してくれるでしょう。税理士はコンピューター

等が提示したデーターを的確に検討・分析して納税者に科学的な助言をしなければなりません。その際、「課税庁の論理」ではなくさきに指摘した日本国憲法の意図する前出の「納税者の論理」に立って助言しなければなりません。

歴史はつねに正義感にあふれる青年によって発展してきました。いま、21世紀に向けて1991年が始まりました。日本の租税国家をになう青年税理士への期待は余りにも大きい。

正規の税理士試験にパスした正当派の税理士によって構成されている青年税理士連盟の一層の発展を心から願ってやみません。私も税法学者として微力ながら上の課題に向って協力させていただきたいと思う。
(1991・1・25稿)



第一分科会



第二分科会



第三分科会



第四分科会



第五分科会



第六分科会

|| 秋 季 シ ン ポ ジ ウ ム 分 科 会 ||

SYMPOSIUM

全青税 秋季シンポジウム特集

平成2年11月17日(土)・18日(日)の両日、全青税の年に一度の全青税秋季シンポジウムが、開催されました。会場の愛知県労働者研修センターは、定光寺自然休養林内にあり、自然に囲まれた静かなところがありました。建物は、予想していたより数段立派な建物で、センター内の設備も大変充実したものでした。シンポジウムは、下記のプログラムで行われました。

11月17日(土)

13:00 全青税報告 (小池会長あいさつ・白坂総務部長、山下研究部長あいさつとシンポジウム運営方法について・平野副会長ヨーロッパ視察報告等)

13:30~17:30 分科会

第一分科会 土地税制 (全青法対策部)

第二分科会 海外子会社の法律と税務 (東京青税)

第三分科会 納税者に喜ばれ且つ相当な報酬を頂く為の相続税申告システムの確立について (埼玉青税)

第四分科会 海外不動産投資その形態と税理士の果す役割 (名古屋青税)

分科会終了後夕食。

19:30 夜の特別企画「大いに語ろう青税仲間と」

これはお酒を片手に本音で語ろうという企画。税務調査・事務所経営・税理士報酬・事務所職員の問題等いろいろなテーマで自由に討論を行いました。

当日13のグループに分かれそれぞれ座長を務めいただいた次の方々は大変御苦労様でした。

1. 長谷川 敏也 (名古屋)
2. 齊藤 俊介 (千葉)
3. 植田 卓 (近畿)
4. 近藤 忠憲 (東京)
5. 井澤 和好 (刈谷西尾)
6. 片桐 耕造 (岐阜)
7. 大沢 慎一 (神奈川)
8. 城 英敏 (近畿)
9. 古橋 猪久磨 (埼玉)
10. 本田 誠 (東京)
11. 益子 良一 (神奈川)
12. 樋口 秀夫 (東京)
13. 黒岩 清保 (名古屋)

11月18日(日)

9:00~12:00 分科会

第五分科会 法定外文書、資料の実態と問題点 (近畿青税)

第六分科会 一人医療法人・是か非か! (神奈川青税)

全青税秋季シンポジウムは、大変成功し、参加した会員は、有意義な時を過ごすことができたと思います。このシンポジウムをこのように成功に終わったことに対し、企画実行をしていただいた山下修三会員に感謝したいと思います。大変ご苦労様でした。



秋季シンポ参加記

田中保夫(埼玉)

埼玉青税がシンポジウムの分科会を担当したのは、第17回千葉大会(1984年7月=成田)以来である。そのときのテーマは「税理士業務とコンピュータリゼーション」であった。この分科会について長谷部健一会員が「全国青税連」(広報)67号に詳細な報告を書いている。発表者は、上野雅敏、吉岡正彦、猪股世紀の三会員であった。そし

て、この発表の研究成果として販売した(実務にすぐ役立つ)「法人税、所得税、相続税、贈与税の税額早見表」と「経営数値早見表」の売れ行きが上々で、その後の埼玉青税の財政運営に少なからぬ恩恵があったことを今想い出している。以来「実務の埼玉」と「自任(自認)」したはずであったのに、約6年間のブランクとなってしまった。

この間、資産税を中心に一分科会を担当するようにとの要請があったが、なかなか重い腰はあがらなかった。このような経緯を経ての今回分科会の担当であった。

さて、本年のシンポ分科会の埼玉青税の発表者五名のなかに二人の女性に加わったことである。これは正に埼玉青税にとって画期的なことであった。埼玉青税の創成期の頃のことは知らないが、私の記憶する限り、女性会員はごくわずかでありまして女性会員が「主役」になるということは全くなかった。それが、今年の「さいたま大会」以後、今夏の第14回定期総会で、女性研究部長が誕生したのである。

埼玉青税が担当したテーマは「納税者に喜ばれ且つ相当な報酬を頂く為の相続税申告システムの確立について」という大変長たらしいタイトルである。ともかく、「実務の埼玉」の伝統は生きていたのである。この研究発表のスタッフの一員であった私は、レジメ作成の検討会に数回参加した。この時、私は「納税者に喜ばれる」ということと、「課税庁側を納得させる」ということとの係わりについて会場から疑問（反問）が出はしないかという感想（危惧）をもった。私は資料収集を通じての相続税申告書の任意添付書類は、必要最低限に留めるべきであるとの個人的認識をもっている。

このことを検討会で発言もした。果せるかな、当日「納税者の権利擁護の視点に立つのか」「課税庁サイドの課税資料重視の視点に立つのか」という鋭い質問（反問）が出た。発言者は小池幸造会員である。さすが全国青税の会長だ…との思いを強くした。

「実務」と「制度」の問題は決して二律背反ではあり得ない。税理士業務にとって「実務」は必要不可欠である。一方、「制度」問題は税理士業務にとって本質的なものではないとする人は多い。実務に傾斜すればする程、「制度」問題が等閑視される傾向は強いようである。これらをどう整合的、統一的に捉えるかは今後究明すべき課題だと言えるだろう。

第一日目の夜、特別企画として小グループ別に懇談会がもたれた。まさに、膝つき合わせてのもので話がはずんだ。アルコール好きの私には嬉しい酒肴がでたが、少々量が多過ぎた。飛び入りの「酩酊者」が参加して、座が白けたように私には思えた。しかし、ともかくこの特別企画は非常に良かった。今後是非企画して頂きたい。

最後に、今回のシンポの分科会資料集は、相当部厚い大冊子であり、多忙な時間のなかで、これだけの研究資料を集積された全国の青税の諸兄姉に心から感謝申し上げます。

“大いに語ろう！青税仲間と” の第5座長をつとめて

刈谷西尾青年税理士クラブ 代表幹事 井澤和好

全国の秋季シンポに参加することの意義は、自己研鑽をすることであると思っていました。全国大会にしる秋季シンポにしる、そこには“青年”がもつ特有の魅力があり、切磋琢磨の場として提供されていました。確かに全国の青税会員と会えるのはひとつの楽しみでもあり嬉しさでもありました。今秋季シンポの新企画である“大いに語ろう！青税仲間と”は今まで何か不足あるいは不完全燃焼であったものを吹きとばすがごとく心に明るい青空が広がったのであります。

全部で13ある中で、私が受け持ったのは第5の座でありました。事前にテーマ・資料も準備していたのですが、いざ始まってみると非常に活発な意見ばかりで圧倒されるばかりでした。互いに青

税会員であるという気安さから最初から打ちとけあえたことは、この座の成功を意味するものと自負している。

題のごとく、大いに語る事ができました。全国レベルでの討論会は得るものが多く、今後の活動に関してもプラスに作用するだけでなく事務所の運営についても参考とすべき点が多々あった。今までの単位会レベルのものとは比べて新鮮味と情報量の深さには、脱帽する。特に報酬については討論の大部分を占めており、かつ詳細な検討を行なった。それは、報酬として請求できる仕事の内容を再検討したのである。なかなか結論はだせず、フリートキングになってしまった。しかしこの座に出席された青税会員が何か自分のものとして心に残

るものがあればよかったではないかと思う次第である。

夜が更けてきた。今だに討論が続いている。当初、遅くなることはないと思っていたのだが…。座長

を多いに助けていただいたことに感謝をし、このような企画が再度登場することを願うものです。最後に「いつまでも気軽に話しあえる友＝青税会員」でありたいと思って、この座を終わりにした。

秋季シンポジウムに参加して

富 田 久仁子(名古屋)

青税に入会して5年、今までは支部行事に参加する程度で大した活動もせずにおりましたが、今回、地元名古屋でシンポジウムが開催され、たまたま青税の広報部員であったがために、手伝いかたがたのシンポジウムに出席することとなりました。さすがに全国大会だけあって、九州など遠方から参加される会員のかたがたの熱意に感服!

さて、第一分科会の後、慌ただしく夕食を済ませ、夜の分科会会場へでかけました。何の心の準備もなく、まして、この分科会に関する予備知識も持たず、参加したところは6畳と4畳半程の和室。座布団の代わりに敷布団あるいは枕を敷き、テーブルの上にはウイスキーのボトルと紙コップ、紙皿にはおつまみ。まあ何が始まることやら……

私達のグループは、岐阜の片桐先生を座長に埼玉、千葉、神奈川、東京、岐阜、兵庫、そして名古屋の計8名のメンバーで、まずは自己紹介(いや、乾杯だったかな?)初めは事務所経営についてそれぞれいろいろな立場から話がされました。退官OBの税理士を職員とし、調査の際にはただ黙って同席してもらうという先生、事務所の経理は新人職員が担当だそうで、先生自身は5時になったら真っ先に帰宅する(自宅に帰るのではなさそうですが……)という自由人、申告書のサインですら職員に書かせてもいいという考えで、実行こそしてはいないそうですが、全く税理士らしくない方でとても印象的でした。

二世の税理士は顧問先獲得という面では恵まれているが、父親との方針の違いなどまた違った面

での苦労話もありました。(私も同じ二世ですが、まだまだ方針で対立するなどという状態ではなく、ただ話を聞くばかりの情けなさ)また、税理士登録者は年々増加しているが、クライアントたる法人数の増加は少なく、税理士は飽和状態。これからは税理士は選ばれる立場にあるというのは認識しているつもりでしたが、現に会社の社長から電話を受け、実際に面接をして他の税理士かあなたかどちらかにしたいという申し出があったという経験があるという話には、少なからずショックを受けました。そして税理士はどうあるべきかという点については、MS業務やFPといったように多面的な要望にも応えなければならないが、税理士の本来の姿を見失ってはいけない、“税理士は時として指導する立場ではなく、中小企業経営者のカウンセラーにならなければいけませんよ”という言葉に重みを感じました。

最後に、現在の私はただ日常業務に追われるのみで、試行錯誤の状態で自分の方針がみつからないと感想を述べたところ、座長からそれはいつになったらつかめそうですかと問われ、答に窮しました。いつまでも悶々としているのは私の甘えだと反省しています。ただ、今はもう少し甘えていろいろなことを吸収したいと思っています。

青税仲間といっても、まだ若い方から年輩の経験豊かな方まで年齢の幅もあり、初対面のメンバーばかりでしたが本音も聞かれたように思います。またどこかでお目にかかりましたらその節はどうぞよろしく!



秋季シンポジウムに参加して

大 野 公 行(岐阜)

秋季シンポに参加したのは、今回が初めてである。昭和59年2月に税理士登録した東海税理士会

一宮支部には、青年税理士連盟がなかったので、青税の活動については、全く知らなかった。名古屋

屋税理士会岐阜南支部に入会して、岐阜で全国大会を主催した時に初めて全国青税連の活動がわかった。昨年は、さいたま大会に参加した。今回は、さっぽろ大会に行く予定でしたが、子供が入院したので、キャンセルした。今回のシンポジウムは、じっくり時間をかけて勉強するつもりでいたが、当日の昼から、毎年の税理士会の行事であるソフトボール大会があったので、愛知県労働者研修センターに着いたのは、夜だった。さっそく、食事をして“大いに語ろう！青税仲間と”というテーマで行われた討論会に出席したのは間違いないかもしれない。ビールも、夜食もたくさんあったが、出席したのは、近畿、千葉、埼玉、神奈川、岐阜青税の5人だった。忙しい時期に、討論会の様子や感想等を12月20日までに原稿を書く羽目になった。お酒を飲んで、本音で語れたと思うが、後になると思い出にくい。思い付くままに書いてみる。

てみる。

初めに、自己紹介があったが、名前が思い出せない。次に、税務調査の立合いについて討論した。11月28日に相続税の調査が入っていたので、相続税の調査について聞いたことは、大いに参考になりました。今日(12月18日)、修正申告書と延納申請書を出しました。次に、事務所経営について話したが、全国どこでも、人手不足のようです。東京の方は、税理士報酬も高いが、人件費も家賃も駐車場も高い。そうすると、報酬はいくらか？会社の利益の5%とか!!資産税の報酬も高額である。(税理士受験時代にも、東京には、よい講師がいるから東京はいいと思ったものだ。)

私としては、税理士業界における共同化、協業化、税理士法人について、もっと討論して欲しかった。最後に、全青税役員の方々、名古屋青税の方々に、大変感謝致しております。



小グループ討論会に参加して

神 戸 秀 夫(名青税)

今回、全青税の画期的な企画である小グループ討論会について、たまたま現在名青税の広報部長であるということで指名され、私の参加した部屋の模様を感想等を述べることになりました。

東京青税の樋口会員を座長とした東京・神奈川・千葉・埼玉・近畿・名古屋というグループでしたが、初めから皆の議論の迫力に圧倒されてしまい、私はもっぱら聞き役・記録役に廻っておりました。

たまたま、埼玉の女性会員が独立後日が浅いということもあって、節目ごとに質問事項といった形で問題提起されたので、それに対して皆が意見を出しあい、討論が進んで行きました。このことが、ざっくばらんに話せる雰囲気となったようにも思います。

男性会員は、流石全国のつわものといったメンバーでしたし、もう一人の女性会員(近畿)も男性顔負けの鋭い意見を出されていました。

以下、いろいろな議論で特に迫熱したものを二点にしぼって書いてみます。

(1) 顧問料について

モデル的な数字から、年間平均顧問料、最低欲

しい顧問料などかなり具体的な数字まで出て、大いに参考になりました。顧問料に関しては、東京圏と名古屋圏とでは物価等の違いもありますが、基本的な水準の違いに圧倒されました。

結局、自分をいかに売り込むか、自分の価値をどれだけ見てもらえるかという点を力説されていた会員が多かったのですが、それぞれ自分の価値を認めてもらえるような地道な努力をすることや、事務所のノウハウを駆使することなどが大切であるということがベースになっていました。

(2) 職員の労務対策について

職員の求人対策・労務管理には、皆さん頭を悩ませてみえるようでした。求人条件、休日の設定の仕方、残業の度合、パートの時間給、広告の仕方、職員の職業意識の度合、若い男性職員の採り方などが話題に出ましたが、この他特に女性職員の年齢別による対応、独身女性か主婦のどちらが良いかなどという議論は千差万別でいろいろな対処の仕方があるものだと思います。

最後に、自分自身のみで勉強するといっても、「井の中の蛙」的なことになるのが多いので、青税や税理士会の行事等に積極的に参加することが

いろいろな人の意見が聞けるということでプラスになるというのが多数意見でした。その中でも、全国青税のシンポジウムは、大枚(会費・旅費等)を出しても必ず将来釣り銭が来る性格のものだという説明には、参加された会員はきっと実感され

たものと思います。

また、私の参加したグループは、結局夜7時より午前1時過ぎまで延々6時間余りのロングランで、まさにこれが青税だと言える討論会だったと思います。

秋季シンポジウム報告

福 島 秀 一(東京)

秋季シンポジウムは既報のとおり11月17日・18日に愛知県の労働者研修センターで行われた。

秋季シンポジウムにはここ数年参加させていたでいるが、この様な合宿形式のものは初めてである。準備された全国青税の方々の力のおかげを肌で感じた。会場は愛知県の瀬戸市にあり、会議室も広く、自然も豊かで申し分なかった。ただ会場までの交通が多少不便であった事と大浴場が改修中で使えなかった点が多少残念であった。

シンポジウムの第1日目は4つの分科会に分かれて発表が行われ、私はその中の一つの「海外不動産投資その形態と税理士の果たす役割」(担当名古屋)について報告するのであるが、他にも興味深いテーマがあり、どれに出るか迷うところである。時間の制約もあると思うが出来れば全部発表を聞ければと思う。

さて本題に入るが、発表に際しまず驚いたことは発表する名古屋青年税理士連盟のスタッフの人数の多さである。資料を見ると15人の名が知らねてある。東京の発表の担当者の方も言っておられたが、東京の担当する場合はだいたい2～3名であるのに他の単位青税の担当の場合は人数が多いケースがほとんどである。会員の絶対数では東京は多いが参加意識や熱意という点では見習わなければならないところが多いと思う。

発表の内容は、まず米国の不動産投資の現状と税制度について説明があり、次に事例研究として同じく米国において個人と法人が不動産投資をした場合の収支計算と税額計算を行い、米国と国内との投資の比較優位性の検討がなされた。その後、オーストラリア、西ドイツ、イギリス、香港、韓国、シンガポールの順に各国の税制と不動産投資の現状の説明がなされた。そして最後にまとめとして海外不動産投資における税理士の果たすべき役割についての解説があった。その際に一番大切

な点は、①その国の税制の説明が出来る事、②申告書の作成が出来る事の2点であった。確かにこの2点は税制のプロである税理士として一番大事なことであろう。近年は国内の不動産の高騰による不動産投資の採算の悪化から海外不動産投資が注目され、大手の不動産会社はこぞってその有利性をアピールしてきた。

また税理士業界でもFP(ファイナンシャルプランナー)業務が一部では注目されてきており、金融機関も含め様々な投資商品の売り込みが行われている。そんな中での海外不動産投資であるが、多くのリスクがつきまとう。物件自体のリスクはもちろん、為替やカントリーリスクも無視出来ない。発表でもリスクの多さにふれ、本当に節税対策に有効であるか、また投資家に対する適切なアドバイスとは何かについての検討が加えられている。

私の感想としては次の点を述べたい。まず、多くの国の税制をとりあげており大変参考になった点で資料の収集も大変だったと思う。その反面発表自体の印象は範囲が広く総花的になり、海外不動産投資という面に限定するとやや食い足りないかなという感じであった。もっとも税理士は不動産投資のプロではないので税制以外の事項(収支計算は除く)についての有効なアドバイスは難しいと思う。現にプロであっても現在の米国の不動産不況を予想していた人は少ないと思う。また税制にしても各国の税制を個人の税理士が網羅的に把握することは難しい。従って個人のレベルでの研究は怠るべきではないが実際の業務として行うのはなかなか難しいと思う。具体的には対象国を特定するなどの方法をとらない限り有効なコンサルティングは出来ないのではないかと思う。この辺については発表された方々もその様に考えていたと思う。それ故に結論として、その国の税制の

説明と申告書の作成をあげていたのであろう。海外の税制については、もう一つの分科会でもとりあげているが、海外不動産投資に限らず、我々税理士にとって重要な分野となって来ると思う。21世紀にかけて経済のボーダーレス化が一層進み、大企業だけでなく中小企業のレベルでも海外進出

が進むことはもち論のこと、外国人や外国企業による日本進出も中小レベルで頻繁に行われてくる可能性がある。好むと好まざるにかかわらず、外国の税制や会計制度を勉強しなければならない時代がやって来るような気がしてならない。

熊本青年税理士連盟設立総会 に組織部長として参加して！

名青税 前田 充紀

前任組織部の杉本秋男部長よりバトンタッチし「組織の強化発展」に力を尽してきた歴代部長に敬意を表しつつ、微力ながら小池会長に同行して全国での理事会開催のつどその地域での未組織個人会員との交流を行っていました。

平成2年5月12日、熊本において試験合格者を中心とした「金曜会」のメンバーと全青税役員及び元全青税会長をはじめ東京・近畿・名古屋の各単体会代表との懇談会を行ったときは、熊本での青税組織の結成が9割程度確定していたころでした。

それは昭和63年12月牛島先生から山本先生への勧誘があり、全青税理事会開催時に傍聴するなどして交流が深まり埼玉大会で結成が具体化していたとの事であり、これまでの全青税役員の方々と熊本の山本友晴先生のご努力の結果であったと思います。

その後、熊本青税結成作業に入り、規約等の原案が作成され、全青税が待ちに待った組織が熊本にて誕生することとなりました。

熊本青年税理士連盟誕生！！

平成2年7月12日(木)、台風一過の晴天の日午後7時より熊本市内の大江市民センターに於て「熊本青年税理士連盟設立総会」が式次第に従い開催された。

私と全青税小池会長、白坂部長が会場に到着したとき出席メンバーは5名で、その顔が硬直している様子、開会直前に牛島先生が出席され、緊張が高まる中7名にて総会が開会された。

開会の辞、経過報告の後、祝電披露がなされた。私は事前に総会日程を全青税各単体会へ連絡してあったものの、祝電の数が気になった。しかし、披露の結果は12全青税単体会全てよりその祝いが

なされていて、青税の友情に感激した。

全青税会長あいさつ・規約案提案の承認決議・役員選出となったが、全員で協力し組織作りを行うためには全員が役員等の役職につくことが必要であり、全員執行体制で決定し、会長は高浜先生となった。

初代会長の高浜さんの挨拶・所信表明は、

1. 会員の拡大（今期中に5名増員）

（平成2年12月試験合格者の祝う会開催等を行う。）

2. 山登り、花見等親睦に力を入れ、会員及びその家族をも交じえて輪を広げたい。

3. 定期的に研究活動を開催する。

等々組織の拡大に力を入れた内容で、その意気込みが更に緊張を高めた。

既存の各単体青税が組織のマナー化・組織力の低下を問題視する今日、この熊本青税設立の情熱・行動力を全単体青税役員等に見てもらいたかったと思う。

その後、高浜会長より全国青年税理士連盟へ単体会として加入したい旨の提案に対して討議、全会一致にてその加入を決議し閉会となった。

全青税では、1978年岐阜青税が誕生加入して以来12年振りのことであり、その年に私が、組織部長を勤められたことに喜び、小池会長をはじめ執行部の方々に感謝し、名青税の執行部の方々に敬礼を申し上げます。

最後に、この熊本青年税理士連盟は、1990年全青税札幌大会当日の理事会において全会一致（全員の盛大な拍手）で加入を承認され、当日の大会に於て報告し紹介されたことは、ご承知のとうりでございます。

全青税が今13単体会となり今後益々組織拡大されることを切望致します。

（本稿は、昨春秋に寄稿いただきましたが、広報発行が遅れまして、時宜を逸したものとなってしまいましたことをお詫びいたします。 広報部）